再稼働同意は立地自治体のみ

3割強「妥当でない」

30キロ圏アンケート

原発再稼働の地元同意手続きについて、対象を九州電力川内原発の立地自治体の鹿児島県と薩摩川内市に限定した「川内方式」を「妥当」としたのは、全国の原発の半径三十キロ圏に入る百六十自治体のうち、約二割の三十五自治体にとどまることが四日、共同通信のアンケートで分かった。

＝関連⑬面

政府は他の原発の手続きも「川内原発の対応が基本的」（菅義偉官房長官）としているが、三割強の五十五自治体が「妥当でない」と回答。立地以外の自治体も事故時に被害が及ぶ恐れがあり、同意手続きに加われないことへの不満が強いことが浮き彫りになった。

同意を求める地元の範囲も、事故時の避難計画を策定する必要がある「三十キロ圏の自治体」（四十二自治体）との回答が「立地自治体のみ」（二十九自治体）を上回った。

また原子力規制委員会の審査に合格した原発の再稼働に関し「容認する」と「条件付きで容認する」は計二十六自治体と約二割にとどまった。

川内方式について「妥当」は十六自治体、「どちらかといえば妥当」が十九自治体に対し、「妥当でない」が三十三自治体、「どちらかといえば妥当でない」は二十二自治体だった。

批判的な計五十五自治体は全て立地以外だった。川内方式への反発は強く、今後の同意手続きが難航する可能性がある。

川内に次いで再稼働に向けた手続きが進む関西電力高浜原発（高浜町）の三十キロ圏に入る滋賀県は「妥当でない」を選択。「三十キロ圏に一部でも入る自治体には同意を求めるべきだ」と指摘した。

一方、関電美浜原発がある美浜町は「妥当」とした上で「町民の理解など問題を解決しながら原子力に貢献してきたのは立地市町と県」と強調。評価を避けた自治体も多く「分からない」「その他・無回答」が計七十自治体だった。川内原発の地元同意は、薩摩川内市議会、市長、鹿児島県議会、知事の順で了承。手続きは比較的順調に進み、今春以降の再稼働が見込まれる。

アンケートは昨年十一月の鹿児島県知事の同意表明後、年末にかけて実施。各原発の三十キロ圏に入る二十一道府県と百三十九市町村を対象にした。

◇各地の原発とアンケート対象の自治体（関係分）

【浜岡（静岡県）】静岡県、島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、御前崎市、菊川市、牧之原市、吉田町、森町

【志賀（石川県）】富山県、氷見市、石川県、七尾市、輪島市、羽咋市、かほく市、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町

【敦賀、美浜、高浜、大飯（福井県）】岐阜県、揖斐川町、福井県、福井市、敦賀市、小浜市、鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町、滋賀県、長浜市、高島市、京都府、京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、南丹市、京丹波町、伊根町

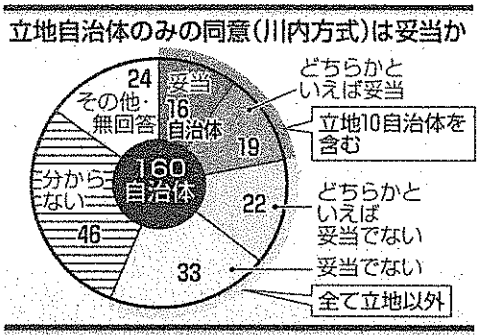

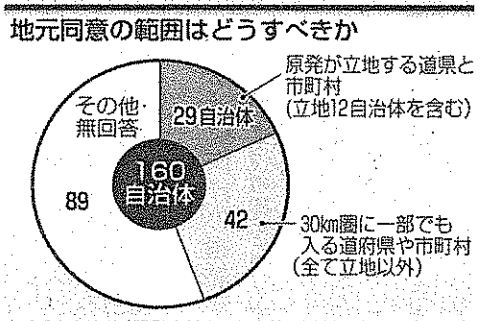

※160自治体（原発立地35自治体、立地以外125自治体）

原発の再稼働問題　2012年秋に発足した原子力規制委員会が福島の事故を教訓に、過酷事故対策を義務付けるなどした規制基準を策定。新基準に基づく規制委の審査合格が再稼働の前提になるが、13年夏の基準施行後、電力各社は14原発21基の審査を申請。九州電力川内1、2号機が14年9月、全国の原発で初めて審査に合格した。地元の同意手続きも終え、今春以降の再稼働が見込まれる。関西電力高浜3、4号機も14年12月、審査に事実上合格、九電玄海3、4号機や四国電力伊方3号機なども続いている。

1/5

原福井